

業務部速報

No. 5

発行 15. 6. 29
JR東労組業務部

申33号 組合員の生活設計を考慮した福利厚生の実現を求める申し入れ 団体交渉 1回目

本部は、申33号「組合員の生活設計を考慮した福利厚生の実現を求める申し入れ」団体交渉、1回目を行い、全18項目のうち第2項までの議論を行いました。

第1項 住環境制度の改正にあたっては、会社として持家取得を推奨することに関する「社員の持家取得促進」「持家居住者の受益格差の是正」と社宅の稼働率に関する「社宅利用機会均等の促進」という考え方で区別し実施すること。

【組合】

- 持家取得の促進と、社宅利用機会均等を分けて考えるべき。
- 受益格差と言うが、持家の人は持家を選択した理由、社宅の人は社宅を選択した理由がそれぞれある。
- JR 東日本入社時に福利厚生面の充実を見てこの会社を選んだ人もいる。
- 会社の言う「選択の幅を広げる」ではなく、社宅を追い出させられると多くの人が認識している。
- 持家取得促進のために社宅居住制限、賃貸援助金制限を入れる必要性が全く理解できない。
- 社宅利用することが持家の妨げになっていない。「15年で出て行け」との制度改正にしか見えない。

長時間議論するも認識の溝が埋まらず

【会社】

- 福利厚生制度として、限られた原資の中で一体的に考えている。
- それぞれの事情により生活設計を選択するものだが、今まではバランスが偏っていた。
- 選択肢を拡げ考える幅を増やすことが目的。
- すでに家を持っている人や買おうとしている人など、逆に考えている人もいる。選択の幅を広げることが目的。
- 制度改正で社員が人生設計を考える上で、突然ではなく長期的に考えるよう促すのが目的。
- 自分で選んだとはいえ、ある程度みな平等にするために期間制限等を導入する。
- 制度を提供する会社はなるべく平等であるべきとの考えで見直す。
- 社宅退去を目的とした制度改正ではない。

職場の思いと制度改正がかけ離れることは良いことではない！！
誰もが理解できる制度改正とするために認識の溝を埋める努力をすることを確認し、2項以降の議論へ。

第2項 住環境制度改正以降の住宅、賃貸住宅、所有住宅の社員比率等について、目標値を設定すること。

【組合】

- 社宅、賃貸住宅に居住制限がかかり組合員にとって負担がかかる制度であり、改正後の検証が必要。目指したものに対して検証するために目標を設定すべき。
- 人生設計を変える契機となる制度改正であり、目標通りに進まなければ、新たな手立てを考えるべき。できる援護をいかにするかを追い求めるべき。

主張を受け止めるも、目標設定は明確にせず

【会社】

- 社員には選択の自由があり、数値目標は定めていない。
- 選択の幅を広げた結果として、今、平均120人/月の所有援助金の申請者が1割程度増えると想定している。
- 大きな施策と認識され、明確な目標を設定すべきと認識していることは理解するが、目標値は慎重に考えざるを得ない。

誰もが納得できる福利厚生制度の実現に向け、議論をつくり上げよう！！